

平成31年 第6回

仙北市農業委員会総会議事録

平成31年4月5日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成31年4月5日(金)午前9時～

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (16人)

1番 佐藤 孝典	2番 佐藤 和
3番 青柳 良信	4番 荒木田 浩生
5番 門脇 博美	6番 小玉 均
7番 佐藤 一也	8番 齋藤 瑠璃子
9番 千葉 智永	10番 高橋 政敏
11番 小田嶋 比左子	12番 鈴木 八寿男
13番 大石 知	14番 草 彌 良孝
15番 眞崎 純孝	17番 藤村 隆清

4. 欠席委員 (1名)

16番 藤村 紀章

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等に関する取得)の規定による届出について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

(1) 議案第13号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第14号

農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第15号

農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 議案第16号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(5) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

局 長 浅 利 喜 一 郎 局長補佐 樫 尾 健

主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

主 事 伊 藤 大 地

8. 議事録署名員

3 番 青 柳 良 信 4 番 荒木田 浩 生

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成31年第6回仙北市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会への出席委員は16名。欠席委員は1名です。よって、本総会
は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいで
しょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に3番青柳委員、4番荒木田委員兩名を指名しま
す。会議書記には伊藤主事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従
い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 会務諸報告の前に、4月1日付けの人事異動の辞令により、農業委員会
事務局勤務の辞令が出ました佐々木美樹子係長をご紹介します。

浅利局長 《人事異動 佐々木係長の紹介》

佐々木係長 《農業委員会事務局辞令の挨拶》

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時7分)

議 長 ありがとうございます。それでは日程5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。

浅利局長 報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、平
成31年3月8日から平成31年4月4日まで3件の届出を受理したの
ち通知しております。報告1は以上です。(9時8分)

樫尾補佐 報告2、農地の転用事実に関する照会書が1件あり、会務報告でご報告
しましたとおり、担当農業委員・農地利用最適化推進委員により現地確認
を行っております。申請人は〇〇県〇〇市〇〇区の〇〇さん、同じく〇〇
区の〇〇さんです。角館町〇〇地区、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、変更後
の地目につきましては宅地となります。こちらにつきましては、現地確認

榎尾補佐 後、法務局への回答を行っておりますので、ご報告致します。

議長 それでは議事に入ります。議案第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 それでは議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条交換移転案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は自作地相互の交換となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条交換移転案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は自作地相互の交換となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条無償移転案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は合作地であることから、贈与することです。

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況は田・畑、田〇〇筆、〇〇㎡、畑〇〇筆、〇〇㎡、合計〇〇筆、〇〇㎡、3条無償移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇さんです。利用目的は田・畑、申請事由は親・後継者からの生前一括贈与となります。

整理番号5番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条無償移転の案件となります。譲渡人は角館町

伊藤主事 〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は畑、申請事由は親子の部分贈与となります。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区・〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、面積〇〇㎡、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、合計〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条使用貸借の案件となります。貸付人は角館町〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、申請事由は親子間での使用貸借契約となります。

整理番号7番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条賃貸借の案件となります。賃貸人は〇〇県〇〇市の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、申請事由は農業廃止及び経営規模の拡大となります。10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の案件となります。賃貸人は〇〇〇〇市の〇〇さん、同じく〇〇〇〇区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、申請事由は農業廃止及び経営規模の拡大となります。10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の相続人代表者 〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、申請事由は農業廃止及び経営規模の拡大となります。10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号10号、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田

伊藤主事 ○○筆、合計面積○○㎡、3条賃貸借の案件となります。賃貸人は西木町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、申請事由は農業廃止及び経営規模の拡大となります。10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号11番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、3条賃貸借の案件となります。賃貸人は○○市○○の○○さん、賃借人は西木町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、申請事由は農業廃止及び規模拡大となります。10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号12番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、3条賃貸借の案件となります。賃貸人は西木町○○地区の○○さん、賃借人は西木町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、申請事由は耕作者の変更及び経営規模の拡大、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

整理番号1番から4番、7番、8番については、12番鈴木委員よりお願いします。

12番鈴木 《整理番号1番から4番、7番、8番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号5番、9番については、6番小玉委員よりお願いします。

6番小玉 《整理番号5番、9番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号6番については、14番草薙委員よりお願いします。

14番草薙 《整理番号6番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号10番から12番については、5番門脇委員よりお願いし

議長 ます。

5番門脇 《整理番号10番から12番について、3条調書による現地確認報告》
議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請については許可することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 議案第13号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定致します。(9時25分)

議長 次に議案第14号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。事務局は説明をお願いします。

樫尾補佐 議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。整理番号1番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿原野・田、現況田、田○○筆、合計面積○○㎡、申請人は角館町○○地区の○○さんです。一時転用の案件となります。申請事由は臨時駐車場となります。転用理由につきましては、市内の桜まつり期間中において、申請地を臨時駐車場として利用することです。転用期間につきましては、許可日より1ヶ月間となります。なお、こちらの申請地は都市計画区域内農地となりますので、第3種農地と判断されております。そのため、原則許可と事務局は考えております。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

6番小玉 《農地法第4条整理番号1番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

2番佐藤 こちらの申請地については、毎年というか何度か転用の申請が出ていま

2 番佐藤 すが、その都度却下にしているのか、またこのように期間限定で転用を実施する場合は問題ないのか。

樫尾補佐 申請者が臨時駐車場として一時的に利用したい年については、農業委員会へ何度か申請されておりますが、却下したことはありません。但し、転用の申請時期・許可日と桜まつり期間合わなかった年は申請者と相談の上、転用申請が成されなかった場合もあります。申請がされた場合は、その申請内容の精査と現地確認、総会審議を経て、許可の流れになっております。また許可後に事業を実施したのち、現状に復元し、その後牧草等の播種を行うなどしており、事務局へ現状に復元した段階で事業進捗状況報告書の提出が成されております。

正式な形での申請が成され、総会で審議・許可が成されており、農地の要件が都市計画区域内農地であり第3種農地であることから、期間限定の場合でも問題はないと考えております。

1 番佐藤 この農地は転作地として野帳への記載がされているのか、転作の助成金の対象となっているのか。

樫尾補佐 農地進捗状況の提出により農地への復元となります。またそれ以前に計画として、農地へ復元後に農地として利用する旨を野帳記載し、その計画に従って牧草の播種を行うなど計画どおりに実施されれば問題はないと考えます。また転作の牧草については、稼業の畜産業での自家消費を行っておりますので、転作助成の対象となっております。こちらについては申請者ご本人の農地の有効利用の範疇と考えております。

議長 暫時休憩をします。(9時34分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時38分)

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第14号農地法第4条の規定による許可申請については許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第14号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当とすることに決定致します。また6月総会前に農業委員により現地の視察を行い、現状を確認することとします。

(9時39分)

議長 次に議案第15号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾補佐 議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。最初に資料の訂正をお願い致します。整理番号2番ですが、権利につきまして、所有権移転と記載しておりますが、賃貸借権への訂正をお願い致します。申し訳ありませんでした。

それでは整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅、転用理由としましては、現在〇〇町内のアパートに居住しておりますが、今後の生活設計などを考慮し、申請地へ一般個人住宅の建築を行いたいとのこと。こちらにつきましても、備考欄に記載のとおり仙北農業振興地域整備計画書から除外されております。また事務局の判断としましては、申請地は農地区分は第1種農地であり、原則不許可ではありますが、許可基準にあります不許可の例外 施行規則第33号第4項住宅その他申請に係る土地の

檜尾補佐 周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設であって集落に接続して設置されるものに該当すると判断し、許可相当であると考えております。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇〇〇となります。転用目的は社員・業務用車両駐車場、転用理由につきましては、現在駐車場は事務所敷地内にありますが、社員・業務用車両の増加により手狭となったことから、申請地を駐車場として利用するとのことです。こちらにつきましても、備考欄に記載のとおり仙北農業振興地域整備計画書から除外されております。こちらにつきましては農地区分は第2種農地（その他）であり、許可基準につきましては、不許可の例外施行規則第33号第4項住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設であって集落に接続して設置されるものに該当すると判断し、許可相当であると考えております。

次に整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅、転用理由につきましては、現在、譲受人は譲渡人と実家に同居しているが、今後の生活環境等を考慮し、申請地に一般個人住宅の建築を行うとのことです。申請地につきましては、備考欄に記載のとおり都市画区域内農地です。こちらにつきましては農地区分は第3種農地であり、原則許可となっており、許可相当であると考えております。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

議長 整理番号1番につきましては、10番高橋委員より現地確認報告をお願いします。

10番高橋 《整理番号1番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号2番につきましては、2番佐藤委員より現地確認報告をお願いします。

2番佐藤 《整理番号2番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号3番につきましては、1番佐藤委員より現地確認報告をお願いします。

1番佐藤 《整理番号1番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

10番高橋 整理番号2番についてですが、地域の水利組合等からの同意は頂いているのでしょうか。

檜尾補佐 地域の任意団体であります水利組合等からの内諾は頂いておりますが、任意団体代表のお話しですと総会にかけると判断されており、書面での回答はまだ頂いてはおりません。こちらとしても総会資料に添付し、委員の方々の判断材料としたい旨を伝え、早々に同意書について出したいとお話ししておりますが、まだ提出がなされていない状況です。大変申し訳ありませんでした。

議長 暫時休憩とします。（9時56分）

議長 休憩以前に遡り、議事を再開致します。（10時00分）

議長 他にご意見質問等ございませんか。

2番佐藤 先ほどの現地確認報告の補足になりますが、事業主へ地域の任意団体である水利組合から、申請地周辺の用水路等の管理をしっかりとるように話

がされており、事業主も同意しております。

議長 他に質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請について許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第15号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当とすることに決定します。(10時2分)

議長 次に議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者の退室をお願いします。

《10番高橋委員 退室》(10時3分)

議長 議案第16号整理番号14番、20番、21番を上程します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号14番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。新規の賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。備考欄に記載しておりますが、期間につきましては既存契約と終期を合わせるためにこの期間となります。

整理番号20番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。賃貸借の再設定案件となります。利用目的は

伊藤主事 田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号21番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。賃貸借の再設定案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。整理番号20番、21番ともに以前の契約内容につきましては、備考欄に記載しておりますので、ご確認ください。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を13番大石委員からお願いします。

13番大石 《整理番号14番、20番、21番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第16号整理番号14番、20番、21番について、策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 議案第16号整理番号14番、20番、21番について、このように策定することとします。

《10番高橋委員 入室》(10時7分)

議長 次に議案第16号整理番号14番、20番、21番を除き、一括上程します。事務局は説明をお願いします。

伊藤主事 議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について内容の説明を致します。整理番号1番から6番につきましては所有権移転の案件、整理番号7番から17番は新規貸借の案件、18番から30番までが再設定の案件、31番から39番までが農地中間管理事業による案件となります。

伊藤主事 整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。所有権移転の案件となります。利用目的は畑、自己資金による売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。所有権移転の案件となります。利用目的は田、JA資金による売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇の〇〇さんです。所有権移転の案件となります。利用目的は田、自己資金による売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は公益社団法人秋田県農業公社、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。所有権移転の案件となります。利用目的は田、自己資金による公社特例事業一時貸付による売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は公益社団法人秋田県農業公社となります。所有権移転の案件となります。利用目的は田、公社特例事業分割型による売買となります。10アール当

伊藤主事 り〇〇円、総額〇〇円となります。備考欄に記載しておりますが、分割型で〇〇年間、買入予定者が〇〇さんとなります。

整理番号6番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は公益社団法人秋田県農業公社です。所有権移転の案件となります。利用目的は田、公社特例事業分割型の売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。整理番号5番と同様に分割型により〇〇年間、また買受予定者は〇〇さんとなります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者 〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。新規の賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

次に整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号7番と同じく〇〇さんです。新規の賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番から13番につきましては、耕作地の交換となり、使用貸借の案件となります。

整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、貸付人は相続代表者 〇〇さん、借受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。新規の使用貸借案件となります。また備考欄に記載しておりますが、〇〇との耕作地交換となります。利用目的は田、期間は

伊藤主事 ○○年間となります。

整理番号10番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、貸付人は○○さん、借受人は田沢湖○○地区の○○さんです。新規の使用貸借案件となります。整理番号9番と同じく、○○との耕作地交換となります。利用目的は田、期間は○○年間となります。

整理番号11番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、貸付人は田沢湖○○地区の○○さん、借受人は田沢湖○○地区の○○さんです。新規の使用貸借案件となります。整理番号9番と同じく○○との耕作地交換となります。利用目的は田、期間は○○年間となります。

整理番号12番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、貸付人は田沢湖○○地区の○○さん、借受人は田沢湖○○地区の○○さんです。新規の使用貸借案件となります。整理番号9番と同じく○○との耕作地交換となります。利用目的は田、期間は○○年間となります。

整理番号13番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、貸付人は田沢湖○○地区の○○さん、借受人は田沢湖○○地区の○○さんです。新規の使用貸借案件となります。整理番号9番と同じく○○との耕作地交換となります。利用目的は田、期間は○○年間となります。

整理番号15番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。新規の賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

伊藤主事 整理番号16番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、賃貸人は西木町○○地区の相続人代表者○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。新規の賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

次に整理番号16番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、賃貸人は整理番号15番と同じく相続人代表者○○さん、賃借人は西木町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号18番から30番までは再設定の案件となります。前回までの契約内容につきましては、備考欄に記載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

整理番号31番から39番につきましては、農地中間管理事業による賃貸借の案件となりますが、こちらにつきましては、先月の農用地利用調整会議にて問題なしと判断されております。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。これより現地確認報告をお願いします。整理番号1番については、9番千葉委員から現地確認報告をお願いします。

9番千葉 《整理番号1番について、現地確認報告》

議長 整理番号2番、7番から13番については、10番高橋委員から現地確認報告をお願いします。

10番高橋 《整理番号2番、7番から13番について現地確認報告》

議長 整理番号3番、15番については、1番佐藤委員から現地確認報告をお願いします。

1番佐藤 《整理番号3番、15番について、現地確認報告》

議長 整理番号4番について、14番草薙委員から現地確認報告をお願いします。

14番草薙 《整理番号4番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号5番、6番については7番佐藤委員から現地確認報告をお願いします。

7番佐藤 《整理番号5番、6番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号14番について、13番大石委員から現地確認報告をお願いします。

13番大石 《整理番号14番について、現地確認報告》

議長 次に整理番号16番、17番について、8番齋藤委員から現地確認報告をお願いします。

8番齋藤 《整理番号16番、17番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

1番佐藤 整理番号9番から13番の案件について、耕作地交換と記載されていますが、再度詳細をお願いします。

伊藤主事 整理番号9番から13番につきましては、今まで耕作をしている〇〇さんが耕作している農地を〇〇さんへ、〇〇さんが作業受委託で耕作している農地を〇〇へということになります。

議長 他にご意見質問等ございませんか。

13番大石 整理番号16番についてですが、〇〇〇〇番〇〇について〇〇㎡のうち〇〇㎡で耕作し、残りが自己保全ということですが再度詳細の説明をお願いします。

伊藤主事 所有者はここ数年、自己保全管理をしっかりと行っておりましたが、残りの〇〇㎡の部分についてはため池が隣接している部分で、若干ぬかるん

伊藤主事 でしまう場所になっており、またソバなども作付けしても収量が見込めない場所となっております。その場所については所有者自身が自己保全をおこなうとのこと。

議長 他にご意見質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第16号整理番号14番、20番、21番を除き、このように策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第16号整理番号14番、20番、21番を除き、このように策定し、答申することとします。(10時32分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

浅利局長 協議案件について特にありません。

今後の日程

4月25日(木)農用地利用調整会議 9時から
(西木総合開発センター「農林研修室」)

5月14日(火)第7回農業委員会総会 9時から
(西木総合開発センター「集会室」)

5月24日(水)農用地利用調整会議 9時から
(西木総合開発センター「農林研修室」)

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 暫時休憩とします。(10時34分)

議長 休憩以前に遡り、会議を再開します。(10時44分)

『無し』の声あり

議長 無いようですので、以上をもちまして平成31年6回仙北市農業委員会
総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時45分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成31年4月5日

議長

署名員 3番

署名員 4番
